

	質問		回答
Q.1	移転の際に不要になったものは移転元に置いて行っても良いのか。	A.1	移転の際に不要になったものは原則所有者で処分いただきます。
Q.2	現時点で決まっている事業のスケジュールは。	A.2	令和10年度に事業の都市計画決定(事業をすることを決めること)を目指し計画を進めています。
Q.3	区画整理の事業範囲はいつ頃決まるのか。	A.3	令和7年度末を目指して検討を進めていきます。そのために今後も地権者の皆様と勉強会や意見交換の場を設けていきます。
Q.4	換地について、戸建てを希望する場合の建物の建築費用はどうなるのか。	A.4	区画整理では、土地の基盤整備のみになります。なので、移転の補償費を元に再建していただく形になります。
Q.5	事業計画の許認可については、いつ頃認可が下りる予定なのか。	A.5	区画整理事業については、令和10年度に事業の都市計画決定以降になります。その後1年後の事業開始を計画しています。
Q.6	市街地再開発事業の施行者について、組合設立は必須なのか。	A.6	区画整理事業では町を施行者として予定しています。市街地再開発事業では、あらかじめ再開発事業にご賛同いただく方々がまとまって換地を受けてその中での事業になるので、組合施行が望ましいと考えています。
Q.7	移転の補償について、物価高騰費はどう織り込まれるのか。	A.7	現状の物価で再建築に係る費用を算定し、そこから、減価償却費用を計算しご提示します。第2回の勉強会でその算定方法についてもお話します。